平成２６年（フ）第１２７３号
横浜市港北区大豆戸町1205番地　吉田ハイツ５号
債務者　吉田　元司
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２７４号
横浜市港北区大豆戸町1205番地　吉田ハイツ５号
債務者　吉田　昭一
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５８１号
東京都調布市国領町１丁目40番地６モンターニュ国領308
債務者　平川　敬子
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月３日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７０３９号
東京都中央区日本橋茅場町３丁目４―１―611
債務者　中村ひとみ（旧姓泉谷）
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月９日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７号
長野県佐久市安原472番地３
債務者　澤井　一海
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月29日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第１８号
長野県佐久市安原472番地３
債務者　澤井　香織（旧姓栁澤）
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月29日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第３９号
長野県佐久市三塚95番地２　メゾンブルースカイ202
債務者　小倉　清史
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月22日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第３１号
島根県浜田市長浜町1347番地１
債務者　栗栖　隆美
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月10日午後１時30分
松江地方裁判所浜田支部

平成２６年（フ）第５７３号
東京都福生市大字福生2225番地ベルゾーネ井梅201号室
債務者　大野　祐司
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月10日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結

平成２６年（フ）第１号
岐阜県高山市新宮町3781番地49　グリーンハイツ11号
破産者　中村　正明
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第４４６号
神戸市兵庫区菊水町６丁目１番10―501号
破産者　林　　玉子
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８４３号
兵庫県三木市別所町近藤186番地の23
破産者　株式会社藤岡商店
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２５号
三重県桑名市江場貝戸528番地
破産者　株式会社日本建材商会
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２０７号
三重県四日市市鵜の森１丁目５番20号　平安ホールディングスビル―２・７Ｆ―Ａ
破産者　松永　三郎
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１４０２２・１２７５７号
東京都港区三田３丁目５番27号
破産者　株式会社東京機器販売（旧商号エフエルシーフィナンシャルサービス株式会社）
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第９０５号
札幌市厚別区厚別中央１条５丁目５番１―202号
破産者　相沢　和利
1　破産債権の届出期間　平成26年８月25日まで
2　一般調査期日　平成26年９月４日午後２時
平成26年８月７日
札幌地方裁判所民事第４部